

《全ト協の助成金を利用する際は各助成金ごとに下記の要件を満たすこと》

●特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

1. 当該事業者が、令和 7 年 4 月 1 日以降に、当該運転者を採用していること。
2. 当該運転者が、平成元年 6 月 2 日以降の生まれであること。
3. 当該運転者が、令和 7 年 4 月 1 日以降に、指定自動車教習所等を活用して、
特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。
4. 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

●外免切替講習の受講に係る要件

1. 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験（トラック）に合格していること。
2. 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
3. 当該運転者が、令和 7 年 4 月 1 日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。
4. 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて運転者として在籍していること